

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための 沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可基準

1 趣旨

沿道飲食店等の路上利用（政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可に当たり、当該路上利用が以下の要件を満たす場合においては、令和5年3月31日までの間に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上利用を支援するものとする。

なお、道路占用の許可にあたっては、以下の要件を満たす場合かつ令和5年3月31日までの間に限るものとし、恒常的な路上利用を認めていくものではない。

2 要件

(1) 沿道飲食店等の路上利用の条件

沿道飲食店等の路上利用は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むものに限るものとする。

(2) 占用主体

沿道飲食店等の路上利用に伴う占用は、以下のいずれかの者が一括して占用するものであること。

ア 地方公共団体又は道路協力団体

イ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ウ 都市再生推進法人又は地域再生推進法人

エ 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用の実施主体（商店街振興組合・商工会等）。ただし、地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上利用に係る占用許可に関する意見を、道路占用許可申請書に添付できる場合に限る。

(3) 占用期間

令和5年3月31日までの間で必要最低限の期間とする。

(4) 占用料

ア 占用主体が上記2（2）ア及びイの場合

道路法第39条第1項ただし書の規定に基づき、徴収しないものとする。

イ 占用主体が上記2（2）ウ及びエの場合

品川区道路占用料等徴収条例別表中「法第32条第1項第6号に掲げる施設」の項のうち「商品置場その他これに類するもの」の額を適用する。なお、道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、沿道飲食店等の路上利用に伴い必要となる措置が講じられる場合は、品川区道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準第2・1（9）の規定を準用し、占用者の申請により、占用料を免除することができる。

(5) 占用の場所

- ア 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。
- イ 歩道上に沿道飲食店等の路上利用に伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5 m以上、その他の場所にあつては2 m以上）を確保すること。ただし、交通規制を伴う場合で、緊急車両の走行及び歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。
※実施場所の詳細等については、事前に区、警察等の関係機関と十分な調整を行うこと。

(6) 占用物件の構造等

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ周辺の景観、美観等を妨げるものではないこと。また、簡易的な撤去が可能なテーブル、椅子等に限るものとし、歩行者等の通行に危険が及ばないものとする。

(7) 道路維持管理への協力

道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて、沿道飲食店等の路上利用に伴い必要となる措置が合わせて講じられること。

(8) 実施計画書の作成

地域への周知方法、レイアウト、食品衛生に係る計画、参加店舗および上記（7）の清掃等の措置に関する計画等の内容を記載した実施計画書を作成のうえ、各関連機関と事前協議を行い、道路占用許可申請時に提出すること。

3 占用許可の条件

占用許可に当たっては、占用許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- ア 実施の時間帯については、交通管理者等と事前に協議をした時間内に限るものとする。
- イ 歩行者の安全確保等のため、営業終了後は都度、道路上からテーブル、椅子等を敷地内に撤去すること。
- ウ 実施前に近隣住民等に対し、事前説明などを行うこと。
- エ 迂回路等の交通案内を行うこと。
- オ 沿道飲食店等の路上利用により多数の来客が見込まれる場合は、歩道等に人が滞留し円滑な道路交通を妨げることがないように必要な措置を講じること。
- カ 沿道飲食店等の路上利用終了後は道路の清掃を行い、原状回復のうえ、占用部分を適正に利用すること。
- キ 路上利用にあつては、道路占用許可書を常に携帯し、道路管理者、交通管理者等から問い合わせがあつた際には、すぐに提示できるようにすること。
- ク 月1回程度、道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて、沿道飲食店等の路上利用に伴い必要となる措置についての実績を、道路管理者あて報告すること。
- ケ 本占用許可後の状況等により、道路管理者および交通管理者等からの指示や追加される条件等があつた場合は、それに従うこと。

- コ 食品等の取り扱いを伴う占用許可を受けた場合は、品川区が定める「品川区飲食店営業等の屋外客席に関する取扱要綱」に規定された基準等を遵守すること。
- サ 酔客、臭気、騒音等のトラブルについては、責任をもって誠実に対応すること。
- シ 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に定める感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、従業員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛等）を徹底すること。
- ス その他関係法令、条例等を遵守すること。

4 その他

本通知による緊急措置は、令和5年3月31日までの間に限るものとし、同年4月1日以降の取扱いについては、上記期間中の実施状況等を踏まえ検討することとする。